

宮古島市エコアクション・カンパニー認定制度に関する実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、エコアイランド宮古島の推進に自主的かつ積極的に取り組む宮古島市内の事業所に対して、エコアクション・カンパニーとして宮古島市（以下、「市」という。）が認定するために必要な事項を定め、もって事業所の取組み意欲を高めるとともに、民間主体の取組みを広く普及することを目的とする。

(認定区分)

第 2 条 「エコアクション・カンパニー」の認定区分は、次のとおりとする。

- (1) エコアクション・カンパニー Blue Star
- (2) エコアクション・カンパニー Silver Star
- (3) エコアクション・カンパニー Gold Star

(認定対象及び範囲)

第 3 条 前条に規定するエコアクション・カンパニーの認定対象となる事業所は、株式会社や特定非営利活動法人などの法人のほか、個人事業主も対象とする。ただし、業としての事業に取り組んでいない任意団体などは対象外とする。

2 事業所の認定範囲は、次の各号のいずれかの範囲にて認定することができるものとする。

- (1) 法人や個人事業主単位
- (2) 本店、支店、工場、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められる事業所単位
- (3) 複合施設、オフィスビル等で事業活動を営んでいる事業所については、他の事業所と区画・区分できる範囲

(認定要件)

第 4 条 エコアクション・カンパニーの認定は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 宮古島市暴力団排除条例（平成 24 年宮古島市条例第 1 号）第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者が所属していないこと。
- (2) 各種法令に違反した営業等を行っていないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと（個人事業主の場合には、国民健康保険税を含む。）。

(認定基準)

第 5 条 エコアクション・カンパニーは、前条の要件を満たした上で、第 2 条の認定区分に応じて、次の各号の基準により認定するものとする。

- (1) エコアクション・カンパニー Blue Star
 - ア エコアイランド宮古島宣言 2.0 に賛同すること。
 - イ 持続可能な島づくりに対して理念や方針を有していること。
- (2) エコアクション・カンパニー Silver Star

- ア エコアイランド宮古島宣言 2.0 に賛同すること。
- イ 別表「エコアクション・カンパニー 認定項目一覧表」(以下、「認定項目一覧表」という。)に定める項目を踏まえ、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - (ア) 認定項目一覧表に示す項目のうち、いずれかの項目に該当する取組みを積極的に実践していること。なお、積極的に判断する基準としては、一般的な事業所と比較し、明らかに先進的、効果的、意欲的、または特徴的な取組みを行っていることとする。
 - (イ) 認定項目一覧表に示す項目のうち、多数の項目に該当する取組みを実践していること。なお、多数であると判断する基準としては、一般的な事業所と比較し、明らかに広い分野に資する取組みを行っていることとする。
- ウ 認定項目一覧表における除外要件のいずれかに該当する場合には、認定できない場合がある。
- エ 当該事業所の取組みが、国や地方公共団体から請け負い、あるいは委託を受けて実施したものは除くものとする。

(3) エコアクション・カンパニー Gold Star

- ア Silver Star の認定要件を満たしている事業所のうち、取組みの先進性及び効果が一般的な事業所と比較し明らかに突出しており、かつ多数の項目に効果をもたらす取組みを実践していること。また、他事業所の模範となることで、エコアイランドの実現を加速することに資する取組みであること。
- イ Gold Star は、令和 2 年度以降から認定するものとする。

(認定手続き)

第 6 条 認定の手続きについて、第 2 条の認定区分に応じて、次の各号の手続きを行うことにより認定を行うものとする。

(1) エコアクション・カンパニー Blue Star

- ア 事業所は、所定の賛同書に必要事項を記入の上、事務局宛に提出する。
- イ 事務局は、賛同書を提出した事業所が認定要件を満たしているかについて確認を行い、認定要件を満たしていることを確認したときは、決裁手続きを踏まえ、当該事業所を認定するものとする。

(2) エコアクション・カンパニー Silver Star、Gold Star

- ア 自薦・他薦を踏まえ、事務局が事業所の取組みについて、ヒアリング等の調査を行う。
- イ 事務局による調査結果に基づき、市は、エコアイランド宮古島推進計画検討委員会(以下、「検討委員会」という。)に意見照会を行い、認定に係る意見を聴取するものとする。
- ウ エコアクション・カンパニー審査会(以下、「審査会」という。)を設置し、審査会は、事務局による調査結果及び検討委員会の意見に基づき、当該事業所が認定基準

を満たしているかについて、審査を行う。事務局は、審査内容を「審査概要」として整理し、その判断に至った根拠として保管するものとする。

エ 審査会において、認定基準を満たしていると認められた場合には、決裁手続きを踏まえ、認定を行う。

(審査会の設置)

第 7 条 審査会は、副市長を座長とし、企画政策部長、総務部長、福祉部長、観光商工部長、生活環境部長、農林水産部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、生涯学習部長を委員として構成する。委員が出席できない場合には、代理のものを立てることができるものとする。

2 審査会は、事務局による調査の状況を踏まえ、必要に応じて座長が招集するものとする。

3 審査会は、代理のものを含め、過半数の出席により成立するものとする。

(認定証の交付等)

第 8 条 市長は、エコアクション・カンパニーとして認定した事業所に、エコアクション・カンパニー認定証（以下、「認定証」という。）及び認定ステッカーを交付する。

2 既にエコアクション・カンパニーの認定を受けている事業所が、新たに別の区分の認定を受けた場合には、新たに認定証及び認定ステッカーを交付するものとする。

3 エコアクション・カンパニーに認定された事業所は、認定区分に応じて、ロゴマークをその事業所が発行する印刷物等に表示することができる。

4 エコアクション・カンパニーに認定された事業所については、認定区分に応じて、次の各号の定めに応じて、公式サイトまたはホームページ等に掲載を行う。

(1) エコアクション・カンパニー Blue Star

ア 公式サイト及び市のホームページに事業所の名称を掲載する。

(2) エコアクション・カンパニー Silver Star

ア 公式サイト及び市のホームページに事業所の名称を掲載する。

イ 事業所の取組みを取材し、公式サイトに記事として掲載する。

(3) エコアクション・カンパニー Gold Star

ア 公式サイト及び市のホームページに事業所の名称を掲載する。

イ 事業所の取組みを取材し、公式サイトに記事として掲載する。

ウ 事業所の取組みを取材し、公式サイトに動画として掲載する。

(変更・廃止の届出)

第 9 条 エコアクション・カンパニーは、次の各号に掲げるときには、事務局まで届出を行うものとする。

(1) 事業所の名称を変更したとき。

(2) 事業所の住所を変更したとき。

(3) 事業所を所管する法人や代表者等に変更があったとき。

(4) 実施している取組みの内容又はその実施状況に変更があったとき。

(5) 事業者の合併又は解散、事業の休止又は廃止等事業活動の存続に関する事項があったとき。

(確認調査)

第 10 条 前条第 2 号から第 5 号に掲げる場合には、事業所に対して、聞き取り調査及び現地調査を実施し、届出内容の確認を行うことができる。

(認定期間及び更新)

第 11 条 エコアクション・カンパニーの認定期間は、認定日から認定日の属する月から 3 年後の同じ月の末日までとする。

2 事務局は、認定期間の満了前に、当該事業所に対するヒアリング等の調査を行い、認定された状況に明らかな変更がない場合には、認定期間を 3 年間延長することができるものとする。

(認定取消し)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定の取消しを行うことができる。

(1) エコアクション・カンパニーがこの制度の趣旨を逸脱するような行為を行ったと認められるとき。

(2) エコアクション・カンパニーの認定の際に、明らかな事実誤認があり、そのことによつて、認定が妥当ではないと認められる場合。

(3) エコアクション・カンパニーが第 4 条に定める認定要件を満たさないことが明らかになったとき。

2 前項の規定により認定を取り消された事業所は、認定の取消しの通知を受けた日の翌日から起算して 3 年間、認定を受けることができない。

(事務局)

第 13 条 この要綱に関する事務局は、企画政策部エコアイランド推進課に置くものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。